

平成 18 年 9 月 26 日制定（国空航第 530-3 号・国空機第 661-3 号）  
平成 19 年 6 月 22 日一部改正（国空航第 274-3 号・国空機第 327-3 号）  
平成 23 年 6 月 30 日一部改正（国空総第 454 号）  
令和 4 年 3 月 29 日一部改正（国官参事第 826 号）  
令和 6 年 6 月 3 日一部改正（国官参航安第 164 号）

航空局長

## 航空法第 111 条の 6 に基づく安全報告書の公表について

### 1. 目的

本件は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 111 条の 6 並びにこれに基づく航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 221 条の 5 及び第 221 条の 6 に定める本邦航空運送事業者による安全報告書の公表について、必要な記載事項、公表の方法等を示すものである。

### 2. 必要な記載事項

安全報告書には、少なくとも次の事項が記載されていること。また、安全報告書に記載する情報がどの時点のものかが明記されていること。

#### （1）輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項（規則第 221 条の 6 第 1 号）

輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針として、企業としての安全に対する考え方等を記載すること。

#### （2）輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項（規則第 221 条の 6 第 2 号）

##### ① 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

イ) 全体及び安全確保に関する組織（例：安全推進部門、運航部門、整備部門、客室部門）の組織図

ロ) 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務

ハ) 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

ニ) 安全統括管理者の選任の方法に関する事項

ホ) 各組織の機能・役割の概要

ヘ) 各組織における人員数

ト) 航空機乗組員、客室乗務員及び整備従事者の数

チ) 運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

（注）航空機の運航又は整備に関する業務の管理の委託を行っている場合には、委託を行っている旨及び委託業務に係るイ) からチ) までに該当する情報を記載すること。

② 日常運航の支援体制

イ) 航空機乗組員、客室乗務員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容

ロ) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

ハ) 安全に関する社内啓発活動等の取組み

③ 使用している航空機に関する情報

イ) 保有している航空機の機種

ロ) 機種別の数、代表的座席数、平均年間飛行時間及び平均年間飛行回数

ハ) 全体の平均機齢並びに機種別の導入開始時期及び平均機齢

二) 救急用具の装備状況

(注) 「規則第 150 条に基づき、旅客の安全を確保するため救命胴衣、救命ボート等の救急用具を装備している。」といった記載のように、規則に基づき装備しているもののうち代表的なものを記載すればよい。なお、規則では求められていないが安全確保のため独自に搭載しているものがある場合は、併せて記載してもよい。

④ 運航状況に関する情報

イ) 当該事業年度における保有機種別及び路線別の輸送実績（有償トンキロ、座席キロ等）並びに路線別の便数。ただし、路線別の輸送実績及び便数の安全報告書への記載は、路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行う航空運送事業の場合に限る。

(注) コードシェア便及び共同引き受け便による輸送は、当該航空機の運航者の輸送実績とすること。

(3) 法第 111 の 4 の規定に基づく報告に関する事項（規則第 221 条の 6 第 3 号）

法第 111 条の 4 に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」（事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル）の発生状況

イ) 総件数

ロ) 主要な事態（安全上の重大性や社会的反響が大きかった事態）の概要及び対応状況

ハ) トラブルの種類別、機種別、国内線・国際線の別の発生状況等、参考となるデータ

(注) 航空運送事業と航空機使用事業の両方を営む事業者における安全上のトラブルについては、航空運送事業に係るもののみを安全報告書の記載事項としてよい。

(4) 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項（規則第 221 条の 6 第 4 号）

① (3) の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置 ((3) と併せて記載してもよい。)

② 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受け

た場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

- ③ 情報の伝達及び共有に関する事項の概要
- ④ 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項の概要
- ⑤ 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項の概要
- ⑥ 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項の概要
- ⑦ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項の概要
- ⑧ ①から⑦までに掲げる事項以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には、当該措置
- ⑨ 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価
- ⑩ 安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標等の事項

(注) 上記 (4) ④に示す事項には、連絡・通報体制を含むこと。

#### (5) その他

安全報告書の冒頭に、当該報告書が航空法第 111 条の 6 の規定に基づくものである旨を明記すること。

### 3. 公表の時期及び方法（規則第 221 条の 5）

安全報告書の公表は、毎事業年度の終了後 6 ヶ月以内に、インターネットの利用その他の適切な方法（事業所における冊子の配布等、利用者が入手することが容易な方法であること）により行うこと。

### 4. 企業グループ単位での安全報告書の作成及び公表

複数の航空運送事業者で輸送の安全を確保する共通の取り組みを行っている場合には、事業者単位ではなく、当該企業グループ単位で安全報告書の作成及び公表を行ってもよい。ただし、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 当該グループに所属する航空運送事業者（以下「所属事業者」という。）の名称がすべて連名で記載されていること。

(2) すべての所属事業者のホームページから容易にアクセスできる等、利用者が容易に公表事項を入手できるよう配慮されていること。

(3) 2. (2)、(3) 及び (4) については、すべての所属事業者ごとに記載されていること。

(4) 企業グループ全体での取組み内容について、その体系図を添付するなどにより、適切な説明を行うこと。

## 5. その他の留意事項

安全報告書の作成に当たっては、利用者が事業者の安全情報を適切に把握できるよう、次に掲げる点について配慮を行うこと。

(1) 技術的又は専門的な内容については、利用者の理解を助けるための解説を付けること。

(2) 運航形態（国内線、国際線の別、幹線、ローカル線の別等）によって統計データの傾向が異なる場合には、運航形態別の当該データも提供すること。

## 6. 適時適切な公表について

本公表制度は、安全に関する取組み、トラブルへの対応等の情報を利用者が適切に把握することを目的としており、この趣旨に鑑み、事業年度ごとの安全報告書の公表に加え、社会的な影響が大きい重大なトラブルが発生した場合は、その都度、適切な情報提供に努めること。

また、ホームページ等を利用して上記以外の安全情報も公表する場合には、定期的に更新するなど、最新の情報の提供に努めること。

## 7. その他

本指針の内容について疑義が生じた場合は、国土交通省航空局安全部航空安全推進室まで問い合わせること。

[連絡先] 国土交通省航空局安全部航空安全推進室

東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 3 号

(TEL) 03-5253-8097

### 附 則

この指針は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

### 附 則（平成 19 年 6 月 22 日）

この指針は、平成 19 年 7 月 1 日から適用する。

### 附 則（平成 23 年 6 月 30 日）

この指針は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

### 附 則（令和 4 年 3 月 29 日）

この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

### 附則（令和 6 年 6 月 3 日）

この指針は、令和 6 年 6 月 3 日から適用する。

安全報告書の作成及び公表に当たっては、令和 7 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。